

労務協会からのお知らせ

発行：中小企業福祉労務協会
静岡市清水区押切 782-4 054-345-1056

東日本大震災で政府が行った事業主・従業員向けの対策について

3月11日に東北・関東地方を襲った震災に対して行った政府の対応について、特に労働関係について主なものを取り上げてみます。

今回の震災への政府の対応は、平成7年1月に起きた阪神淡路大震災を参考にとられています。ここ静岡でも東海地震が予想されていて、もし私たちが直接的な被害を受けた場合にも、同様な対応がとられることになると思います。

震災で会社の事業が停止して、給料が支払われない・・・	離職していなくても雇用保険の失業給付が受けられる措置が取られました。
会社が倒産し、給料や退職金が支払われない・・・	国が会社に代わって一部を立替払いする制度があります。今回の震災では、給与等に関する書類がほとんど残っていても請求手続を可能とする措置が取られました。
取引先が被災し、または計画停電の影響で休業を余儀なくされた・・・	雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金を利用できるようになりました。
保険証を被災により紛失あるいは家庭に残したまま避難しているが病院にかかりたい・・・	氏名・生年月日等を申し出ることによって受診できる措置が取られました。また、受診の際の一部負担金（3割負担分）が免除になりました。
事業所が被災し離職を余儀なくされた方の再就職支援(助成金)	「被災者雇用開発助成金」が創設されました。 【概要】震災による被災離職者および被災地域に居住する求職者をハローワーク等の紹介により継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者を雇用した事業主に支給されます。(中小企業1年間に90万円(パートは60万円))
事業所が被災し、社会保険料・労働保険料を支払う資金がない・・・	納付猶予が認められました。

特別措置ではありませんが、工作中や通勤中に地震や津波により負傷・死亡した場合には、ご本人や遺族の方は労災保険による給付を受けられます。労災診療や休業補償などの請求に事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。

(編集後記) ここ静岡では幸いに直接的被害は少なくて済みましたが、普段から災害対策については出来る限り計画しておくことが大事ですね。浜岡原発停止が決まり夏の節電が要請されるかもしれません。働き方や休み方についてご相談ください。(一ノ宮 俊人)